

## 原油・原材料価格高騰に伴う対策

年末から続く原油・原材料の価格高騰が本県産業や県民生活に深刻な影響を与えている状況を踏まえ、特に厳しい経営環境にある農林漁業者、中小企業者の経営安定や省エネ・コストダウンなどの構造転換などを図るため、緊急対策を実施します。

7月29日には、燃油高騰水産業緊急対策をはじめとする政府の原油等価格高騰対策の追加対策が発表されたところであり、国の対策の積極的な活用を進めていきます。

今後も引き続き、原油・原材料価格の動向や県内経済情勢に留意しながら、適時適切な対策を講じていきます。

**農林漁業対策**・・・厳しい経営環境にある漁業者、畜産農家に対する緊急支援、省エネルギー型生産体制整備への支援など

**中小企業対策**・・・経営安定のための円滑な資金供給、省エネ・コストダウンの推進による経営体質の強化など

**県民生活対策**・・・公共交通機関の利用促進、物価に関する消費生活相談等の充実など

### 1 農林漁業対策

専決予算対応事業

#### 厳しい経営環境にある漁業者、畜産農家に対する緊急支援

専決予算額  
(単位：千円)

⑨漁業者向け緊急経営支援資金の創設(農林水産部水産課)	[融資枠	5億円]
		3,677
	<債務負担行為>	<44,470>

漁船燃料価格の上昇等により、漁業経営に極めて深刻な影響を受けているイカ釣り、底曳網などの県内漁業者に対して、県および市町の利子補給により、新たに無利子の長期運転資金を創設し、国の緊急対策で創設された無利子融資制度と併せて、経営支援の強化を図ります。

融 資 利 率	無利子(基準金利3.25%、県2.75%、市町0.5%)
融 資 枠	5億円
融 資 期 間	5年以内(1年据置)

融資対象者	県内漁業者で国の無利子融資を受ける者（次のいずれにも該当） 省エネ計画期間内に年間燃油消費総量を10%以上削減すること 漁業コストを5%以上削減すること
融資限度額	500万円（500万円から国の融資額を控除した額）
資金使途	漁業者が用いる船の燃料代、賃金、餌料代など
融資機関	福井県信用漁業協同組合連合会
利子補給機関	県、市町
実施期間	平成20年8月～平成21年3月31日

⑨漁業者直販さかな市の実施（農林水産部水産課）

1,700

漁業者がとれたての魚を県民に直接販売するさかな市を実施することにより、漁業者の所得向上につなげるとともに、県民への県産水産物への関心を高め、更なる消費拡大を図ります。

また、これを契機に、県民への直接販売を拡大するため、月1回程度定期的にさかな市を実施します。

実施主体	越前・若狭のさかな販売協議会 （構成員：県、県漁業協同組合連合会、県魚商協同組合連合会等）
実施時期	9月、10月（以後、定期的に実施）
実施場所	県庁前ほか

⑩畜産における県産飼料化の推進（農林水産部農畜産課）

13,500

飼料価格高騰により経営に大きな影響を受けている畜産農家の経営の安定を図るため、県産飼料活用推進協議会を設置し、農家に対し直接、食品残さ等の給与技術の指導を行いながら、稲わら、食品残さ、規格外麦などの未利用資源を活用した安価な県産飼料化を図る先進的な事業を支援し、飼料価格の軽減を図ります。

事業内容	県産飼料活用推進協議会（県、関係市町、畜産農家等で構成） による安価な県産飼料供給システムの構築に向けた協議 未利用資源を活用した県産飼料化の先進的事業への支援 ・稲わら 稲わらを提供する農業生産法人が行う収穫機の整備に対し助成〔乳牛、肉牛向け〕 ・規格外麦 規格外麦を提供するJAが行う粉碎機の整備に対し助成〔肉牛向け〕 ・食品残さ 事業者が行う食品工場からの収集・飼料化・運搬に必要な粉碎機、攪拌機、飼料運搬車の整備に対し助成〔養豚、養鶏向け〕
------	---

補助率	県1/2
-----	------

## 省エネルギー型生産体制の整備への支援

国の「燃油高騰水産業緊急対策」の活用促進（農林水産部水産課）

福井県漁業協同組合連合会と連携し、本県漁業者の省エネ操業への転換を図るため、今般発表された国の「燃油高騰水産業緊急対策」の活用を促進するとともに、今後、漁業者の状況も踏まえ、必要に応じた県の対応策を検討します。

【参考】主な国の燃油高騰水産業緊急対策の概要

（１）省燃油実証事業

補助対象者 省エネの実証事業を行う漁業者グループ（５名以上）

補助対象事業 燃油消費量を１割以上削減する操業を実証する場合、燃油費の増加分（２００７年１２月からの上昇分）の９割を補助

（２）省エネ機器等導入の支援

事業内容 沿岸漁業改善資金の貸付要件を緩和

エンジン等の省エネ機器を導入する場合に、１回限りとしていた貸付回数の制限を撤廃

（３）省エネ操業の支援

補助対象者 省エネ推進計画を実行する漁業者

補助対象事業 省エネ計画期間内に以下の対策を実施する漁業者に対し、無利子の融資を行う。

年間燃油消費総量を１０％以上削減

漁業コストを５％以上削減

省エネルギー型生産体制の整備に向けた支援（農林水産部）

原油価格高騰を踏まえた省エネルギー型の生産体制への転換を促進する観点から、本県農林業者の意向等を踏まえて、省エネ型のハウス等の設備整備や融資制度の拡充など、更なる支援策を今後の補正予算で対応していきます。

## 地場産食材の販路拡大

県産水産物の販路拡大（農林水産部水産課）

県産水産物（カニなど）について、大都市圏などを中心に県外市場での紹介や取扱い店舗の拡大など販促キャンペーン等を積極的に展開し、販路拡大を推進します。

地場産学校給食の推進（教育庁スポーツ保健課）

給食の材料価格の高騰に対応するため、地元生産者グループ等の協力を得ながら、地場産食材の活用を促進することにより、食育の推進、給食費の軽減につなげるよう各市町等に働きかけます。

## 学校給食への地魚供給の促進（農林水産部水産課）

学校給食への地魚供給率の向上を図るため、主な沿岸市町において協議会を設置し、安定供給に向けた課題の整理および解決策の検討を行います。

設置箇所	越前町、高浜町
構成員	漁業団体、流通加工団体等
実施年度	平成20年度

## 相談指導体制の強化

### 農林水産業関係事業者に対する情報収集、相談対応の充実

（農林水産部農業技術経営課、農畜産課、水産課、県産材活用課、森づくり課）

農林総合事務所等において、積極的に農家等に出向き情報収集を行うとともに、市町、県漁連などの関係団体等と連携し、融資等の相談対応について充実を図ります。

## 2 中小企業対策

### 厳しい経営環境にある中小企業への円滑な資金供給

④経営安定資金の融資期間の延長（産業労働部経営支援課）〔融資枠 150 億円〕

資金繰りの悪化など経営の安定に支障をきたしている県内中小企業者を支援するため、新たに借り入れる経営安定資金の融資期間を延長し、返済負担の軽減を図ります。

融資期間の延長	運転資金	5 年以内（据置 1 年以内） 7 年以内（据置 1 年以内）
融資枠		150 億円
融資対象者		最近 3 か月の売上高が前年同期比 5 % 以上減少している者 最近 3 か月の営業利益が前年同期比 5 % 以上減少している者 取引依存度 10 % 以上の企業からの取引額減少により、最近 1 か月の売上高が前年同月比 10 % 以上減少している者 売上原価の 20 % 以上を占める原油等の最近 1 か月の仕入単価が前年同月比 20 % 以上上昇している者
融資限度額		8,000 万円
融資利率		2.0 %（信用保証なしの場合） 1.6 %（信用保証付きで責任共有制度対象の場合） 1.5 %（信用保証付きで責任共有制度対象外の場合）
実施期間		平成 20 年 8 月～平成 21 年 3 月 31 日

④資金繰り円滑化支援資金（原油高騰対策等）の要件緩和（産業労働部経営支援課）〔融資枠 60 億円〕

厳しい経営状況にある中小企業者の資金繰りの円滑化を図るため、今年 1 月に創設した資金繰り円滑化支援資金（原油高騰対策等）における借換え可能な金融機関からの借入金の限度額を拡大します。

融資要件の緩和		経営安定資金などの県制度融資の借入金の借換えと併せて、借換えすることができる金融機関からの借入金（信用保証協会の保証付きに限る。）の限度額を、これまでの 2 倍から 4 倍に拡大
融資枠		60 億円
融資対象者		最近 3 か月の売上高または営業利益が前年同期に比べ 5 % 以上減少し、経営改善計画に基づく借換えにより資金繰りの改善が図られる者
融資限度額		8,000 万円
融資期間		10 年以内（据置 1 年以内）
資金用途		県制度融資借入金および金融機関からの借入金の借換えに必要な資金
融資利率		2.60 %（信用保証付きで責任共有制度対象の場合） 2.25 %（信用保証付きで責任共有制度対象外の場合）
実施期間		平成 20 年 8 月～平成 21 年 3 月 31 日

## 省エネ・コストダウンの推進による経営体質の強化

### ㊦省エネ・コストダウン緊急対策の実施（産業労働部経営支援課）

6,311

原油・原材料価格高騰にも耐えうる経営体質への転換を図るため、省エネ・コストダウン手法の普及や各種支援制度を周知し活用を促進する省エネ・コストダウン相談会を開催します。

また、産業支援機関や民間企業などの協力の下、企業での実務経験者やエネルギー管理士等の専門家を派遣し、省エネ・コストダウン診断を行います。

実施主体 (財)ふくい産業支援センター

省エネ・コストダウン相談会の開催

開催場所 6箇所（福井、坂井、大野、越前、敦賀、小浜）

開催時期 平成20年8月～9月

専門家派遣による省エネ・コストダウン診断の実施

個別相談・簡易診断

派遣企業数 200社（企業の費用負担なし）

実施期間 平成20年8月～平成21年3月

詳細診断

派遣企業数 20社（企業の費用負担1/4）

20万円程度の費用に対し、企業負担は5万円程度

実施期間 平成20年8月～平成21年3月

### ㊧産業活性化支援資金（省エネ・温暖化対策支援分）の要件緩和（融資枠 7.5億円） （産業労働部経営支援課）

県内中小企業の省エネ・コストダウン診断に基づく設備投資を一貫して支援するため、産業活性化支援資金（省エネ・温暖化対策支援分）の融資要件を緩和し、中小企業の経営体質の強化を図ります。

融資要件の緩和

従来の要件である「省エネ設備等の整備計画（CO<sub>2</sub>が20%以上削減されるものに限る。）について知事の承認を受けた中小企業者」に加えて、「専門家による省エネ・コストダウン診断に基づき、省エネ・コストダウンに係る設備投資を行う中小企業者」を追加

融資枠 7億5千万円

融資限度額 1億5千万円

融資期間 10年以内（据置1年以内）

資金使途 省エネ・コストダウン設備の導入資金

融資利率 2.0%（信用保証なしの場合）

1.6%（信用保証付きの場合）

保証料補給 1/2補給

実施期間 平成20年8月～平成21年3月31日

## 【業種別対策】

### 建設業

公共工事の前倒し発注および地元発注の促進

(土木部土木管理課・農林水産部農林水産振興課)

県内建設業者を育成・支援するため、今年度の公共工事について、昨年度を上回る前倒し発注および分離・分割発注による地元発注に努めます。

公共工事の早期発注 上半期目標 65% (19年度上半期 62%)  
(20年6月末現在 44%)

単品スライド条項の運用および資材単価の改定による設計単価の適正化

(土木部土木管理課・農林水産部農林水産振興課)

平成20年6月30日に鋼材類、燃料油を対象に適用した「単品スライド」の効果が、下請業者にまで確実に浸透するよう元請業者を指導するとともに、市町へも単品スライドの適用を要請します。

また、資材全般について、価格動向を注視し、臨時改定も視野に設計単価の適正化を図ります。

単品スライド 請負契約締結後に、主要な工事材料の価格が急激に変動した場合、適正な請負代金額に変更することができる。

変更額 対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、単品スライドの対象工事費の1%を超える額を発注者が負担

適用 平成20年6月30日～「鋼材類」「燃料油」を適用中

資材単価の改定

定期改定 年4回(4月、7月、10月、1月)実施  
(平成20年7月15日 単価改定)

臨時改定 急激な値上りが生じた資材は、臨時改定を実施  
(最近では、平成20年6月15日 鋼材単価改定を実施)

㊦建設業下請対策の充実(土木部土木管理課・農林水産部農林水産振興課)

福井県発注工事を対象に元請業者と下請業者間の代金支払いなどに関する相談窓口(下請相談ホットライン)を開設し、相談内容に応じた実態調査、建設業法等関係法令の遵守等について指導・助言を強化し、元請・下請関係の適正化を図ります。

また、工事入札における従来の最低制限価格等の算定方法を見直し、低入札による下請業者へのしわ寄せ防止、工事の品質確保を図ります。

建設業下請相談ホットラインの開設

開設場所 土木部土木管理課内、県内6土木事務所

開設時期 平成20年8月1日～

## 工事入札における最低制限価格等の見直し

内 容	国の改正に準拠し、一般管理費の一部を算定対象に加えるなど算定方法を見直し
対 象	随意契約を除くすべての公共工事
適 用	平成20年8月1日以降に入札公告を行う工事から実施

## 建設業経営相談体制の充実（出張説明会の開催）

（土木部土木管理課・産業労働部経営支援課・農林水産部農業技術経営課）  
建設業者の経営相談や新分野進出などの課題に対応するため、相談窓口のほか、職員等が県内各地に出向き、建設業者に対して各種支援制度の説明会を開催し、経営基盤の強化等を支援します。

相談窓口	（社）福井県建設業連合会、（財）ふくい産業支援センター
支援内容	（財）建設業振興基金を活用した中小企業診断士等の無料派遣 （2回）（県建設業連合会） 経営革新、新分野進出等の相談、融資・保証制度の活用など （産業支援センター）
説明会の開催	7月28日～8月21日 県下6か所で開催

## 運輸業

### トラック輸送における適正取引の促進（総合政策部総合交通課）

トラック輸送における軽油高騰対策については、国土交通省が3月に下請・荷主適正取引推進と燃料サーチャージ制導入の両ガイドラインを取りまとめており、県として、トラック輸送における適正取引を図るため、行政、荷主、元請事業者、下請事業者など県内関係者による協議の場を設けるよう、国に働きかけを行います。

燃油サーチャージの運賃設定を国に届出している県内運送業者	10社
燃料サーチャージ制	燃料価格変動によるコスト増減分を別立ての運賃として設定する制度



## 生活衛生関係

### 公衆浴場入浴料金の改定等の検討（健康福祉部食品安全・衛生課）

公衆浴場経営の安定化を図るため、物価統制令により県が定めている入浴料金について、福井県公衆浴場業生活衛生同業組合からの要望を踏まえて、迅速に県生活衛生営業審議会に諮り、入浴料金の改定について検討します。

また、公衆浴場設備整備補助事業を活用し、省エネルギー設備の導入を優先的にを行います。

現行料金	大人	370円（12歳以上）
	中人	120円（6歳以上12歳未満）
	小人	60円（6歳未満）

#### 公衆浴場設備整備補助事業

補助基準額	2,100千円以内（1設備あたり）
補助率	県1/3（市町1/3、事業者1/3）
当初予算額	8,000千円

### 窓口相談および巡回指導の充実（健康福祉部食品安全・衛生課）

7月23日、（財）福井県生活衛生営業指導センターに経営・融資等の相談窓口を設置したところであり、生活衛生関係事業者に対する相談の充実を図ります。

また、特に原油価格高騰の影響が大きい公衆浴場・クリーニング業に対し重点的に経営指導員等による巡回指導を行います。

## 相談指導体制の強化

### 下請取引の適正化など相談指導の充実（産業労働部）

本年4月にふくい産業支援センターに設置した「下請かけこみ寺」の周知を図るとともに、相談、指導により、下請取引の適正化を図ります。

また、各商工会議所等に設けた相談窓口における資金繰り対策等の相談に加え、相談員が積極的に県内各地に出向き、省エネ・コストダウン対策等の支援制度を周知し、活用を促進します。

相談窓口	各商工会議所・商工会、（財）ふくい産業支援センター、 県経営支援課
------	--------------------------------------

### 3 県民生活対策

#### 公共交通機関の利用促進

公共交通機関への転換を促すための広報の強化（総合政策部総合交通課）

原油価格高騰による自家用車燃料費の負担増を軽減するため、県下のスーパーにおいて、主婦層を対象に公共交通機関利用の割安感を訴えるキャンペーンを県、市町、交通事業者が連携して実施するとともに、クルマ維持費と公共交通機関運賃の比較広告等を行うことにより、公共交通機関の利用促進を行います。

カー・セーブ参加企業の追加募集（総合政策部総合交通課）

カー・セーブ参加企業を追加募集し、運賃割引によるインセンティブや啓発を通じて、クルマ通勤者の公共交通機関利用への転換をさらに進めます。

当初参加状況 110社 約1,600人

カー・セーブ運動などの県の率先した活動の推進

（総務部財産活用課・総合政策部総合交通課・安全環境部環境政策課）

県が率先して、公用自転車の活用や職員の通勤時の公共交通機関の利用といったカー・セーブ運動をさらに推進するとともに、燃費向上のためのエコドライブ等に努めます。

事業内容 ・県職員の通勤時におけるカー・セーブ運動の拡大

月2日を月3日に

・県庁舎等への公用自転車の配備

近距離移動手段としての公用自転車の積極的な活用

・公用車の運転時におけるエコドライブの徹底

・県内自動車の平均走行距離データを活用した、クルマに頼らない方策の検討

パークアンドライドの推進（総合政策部総合交通課）

市町や交通事業者と協力して、パークアンドライドを推進することにより、クルマ利用者の公共交通機関利用への転換を進めます。

また、パークアンドライド用駐車場の今後の整備について、市町や交通事業者と具体策を協議します。

県内のパークアンドライド用駐車場 66駅 約4,860台

## 物価に関する消費生活相談等の充実

### 物価に関する消費生活相談体制および価格調査の充実（安全環境部県民安全課）

県および市の消費生活センターにおいて、物価に関する消費者からの相談に対して価格調査結果等に基づき、きめ細やかな対応を行います。

また、生活関連物資44品目を対象に毎月実施している価格調査において、特に生活に密着した品目や価格上昇が見込まれる品目については、新たに調査回数を増やし、便乗値上げ等がないよう監視するとともに、その結果を速やかに公表します。

### ⑧消費者行政連絡会議の設置（安全環境部県民安全課）

生活関連物資の価格高騰など、県民生活に大きな影響を引き起こす問題に即時に対応できるよう、消費者行政連絡会議を設置し、消費者関連業務の連携を強化し、県民へ正確かつ迅速な情報提供を行います。

## その他

### 生活福祉資金貸付制度の周知（健康福祉部地域福祉課）

生活福祉資金制度の周知および利用希望者への迅速な相談対応を、社会福祉協議会、民生委員等と連携して行います。

貸付対象者	低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯
貸付限度額	50万円
償還期間	3年以内
相談窓口	社会福祉協議会 民生委員・児童委員

### 民間社会福祉施設振興資金貸付制度の周知（健康福祉部地域福祉課）

民間社会福祉施設振興資金貸付金制度の周知および利用希望者への迅速な相談対応を、県社会福祉協議会等と連携して行います。

貸付対象者	社会福祉法人等
貸付限度額	400万円
償還期間	年度内
相談窓口	県社会福祉協議会

原油・原材料価格高騰対策として、今回約5.3億円を追加し、当初予算を含めた平成20年度における対策は、総額で約224億円の規模となります。

20年度当初		
<b>1 農林漁業対策</b>		
水産業振興資金（金利1%） （漁船用燃料高騰対策等）	〔融資枠〕 〔予算額〕	0.8億円 0.5百万円
<b>2 中小企業対策</b>		
経営安定資金	〔融資枠〕 〔予算額〕	150億円 37.5億円
資金繰り円滑化支援資金	〔融資枠〕 〔予算額〕	60億円 20億円
産業活性化支援資金 （省エネ・温暖化対策支援分）	〔融資枠〕 〔予算額〕	7.5億円 3.1億円
<b>合計 約 218.3億円</b>		

+

今回の対策		
<b>1 農林漁業対策</b>		
①漁業者向け緊急経営支援資金の創設 （無利子）	〔融資枠〕 〔専決予算額〕 <債務負担行為>	500百万円 4百万円（利子補給） <45百万円>
①漁業者直販さかな市の実施	〔専決予算額〕	2百万円
①畜産における県産飼料化の推進	〔専決予算額〕	13百万円
<b>2 中小企業対策</b>		
①省エネ・コストダウン緊急対策の実施	〔専決予算額〕	7百万円
①経営安定資金の融資期間の延長	} 融資枠については、今後、必要に応じて追加補正	
①資金繰り円滑化支援資金の要件緩和		
①産業活性化支援資金（省エネ・温暖化対策支援分）の要件緩和		
<b>合計 約 5.3億円〔専決予算額 2.6百万円〕</b> <債務負担行為 4.5百万円>		